

京都市告示第363号

生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による医療支援給付のための医療及び施術を担当する機関から、生活保護法第50条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

平成27年9月11日

京都市長 門川大作

医療機関廃止

名称	所在地	廃止年月日
石井医院	上京区東堀川通出水下る四丁目199の1	平成27年7月25日
高島医院山科分院	山科区北花山大林町96	平成27年7月31日
ひのくち歯科医院	西京区檜原畔ノ海道1番地108	平成27年7月31日
北川歯科医院	山科区東野北井ノ上町4の50	平成27年6月30日
フタツカ薬局堀川丸太町	上京区上堀川町113ARMF i r s tビル1F	平成27年7月1日
あすか薬局	左京区聖護院蓮華蔵町31第二近建ビル1階	平成27年7月31日

施術者廃止

施術所名称	所在地	施術者	廃止年月日
藤野接骨院	北区平野上柳町118-2	藤野 洋	平成27年7月18日
藤野接骨院	中京区壬生馬場町11-11	藤野 洋	平成27年5月31日

施術者名称変更

施術者の名称	所在地	変更前施術所名称	変更後施術所名称	変更年月日
木下 広次	南区東九条南岩本町14	木下接骨院	木下整骨院	平成27年8月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)